

東京都における中小河川改修と都市計画の歴史的経緯*

Historic Details on the Improvement Work of Small and Medium-Sized Rivers of Tokyo Metropolis

石原 成幸** 河村 明*** 高崎 忠勝**** 天口 英雄*****

By Shigeyuki ISHIHARA, Akira KAWAMURA, Tadakatsu TAKASAKI, Hideo AMAGUCHI

一般に、河川改修の大部分は河川法に基づき実施されており、都市計画法に基づく河川施設の整備は、新たな放水路や調節池の建設並びに面整備との一体施行などの場合が多い。一方、東京都では現在、ほとんどの中小河川の改修計画を都市計画決定のうえ、都市計画事業として河川改修を実施している。本論では、何故このように、東京都が河川改修を都市計画に位置づけて実施するようになったかを明らかにし、今後の河川改修のあり方を考える一助とすることを目的とする。このため、都の執行体制並びに都市計画の歴史的経緯の概要についてとりまとめを行った。その結果、都では都市計画法の制定当時から、河川改修を都市計画に位置付けて実施してきたこと、その背景として、中央政府による首都東京の統治体制が様々に影響を与えていること等を明らかにした。

1. はじめに

現在、東京都知事の管理する中小河川では、その一部を除く河川改修を都市計画事業として実施している。他府県(政令指定都市を含む)における計画事例としては、埼玉県や横浜市で市街地を貫流して新たな河川施設(放水路や調節池等)を設ける場合などが挙げられる。

一方、東京の中小河川においては、治水対策としての現河川の拡幅等に伴う改修事業を、河川法の河川整備計画に基づき、都市計画法による都市計画決定のうえ、都市計画事業として進めており、全国的にも珍しいものである。このため、環状七号線地下調節池などの河川施設は、河川法による河川整備計画の変更のみならず、都市計画法による施設計画の変更も同時に行っている。

本論では、これら東京の中小河川の改修計画が都市計画法の制定当初から、一貫して都市計画施設に位置づけられ執行されてきた経緯について、都の自治制度並びに都市計画制度の側面から明らかにするとともに、今後の大都市における河川管理のあり方について考察するものである。

2. 研究概要

(1) 調査対象

東京を流れる河川は、主にその地勢等から山間部と丘陵部を流れる多摩川・鶴見川水系、武蔵野台地を流れる

*keyword: 中小河川, 河川改修, 都市計画, 東京都制

**正会員 修士(学術) 東京都土木技術支援・人材育成センター

(〒136-0075 東京都江東区新砂1-9-15)

***正会員 工学博士 首都大学東京 大学院

****正会員 博士(工学) 東京都土木技術支援・人材育成センター

*****正会員 博士(工学) 首都大学東京 大学院

荒川水系及び二級河川、東部低地帯を主流とする利根川水系に分類される。ここで、東京における中小河川とは都知事が管理する河川のうち、武蔵野台地部を流れる神田川や石神井川などの河川のことである。また、東部低地帯を貫流する隅田川などを低地対策河川と呼んでいる。

なお、主な対象期間は、市区改正を含む明治期より昭和期までとする。

(2) 既往研究

東京の中小河川を対象とした史的研究の多くは、河岸の変遷や運河・河川改廃等に関するものである^{1)~3)}。また、東京の都市計画を対象とした研究は数多く存在するが、その多くは法制度や都市論の視点から論じているほか、明治期を主体に河岸地との関係から都市計画と運河計画を論じたものがある⁴⁾。このため、本論では、東京の河川に係る都市計画と改修制度について、行政的側面から一考察を試みたものである。

なお、明治期の河川行政については、法規、政府機構や費用負担などとの関連から論じたものがある⁵⁾⁶⁾。

3. 東京における自治制度と都市計画の沿革概要^{7)~15)}

本章では、主に都に係る都市計画制度と自治制度の特徴を概述するとともに、関連する沿革一覧を表-1に示す。これは、東京府・市及び都(以下「東京」という)における都市計画の沿革が地方自治制度の沿革と密接に関連しており、首都東京においては政府(国)との関係で他の自治体と異なる場合が多く、常に直接指揮と独立自治との間を揺れ動いて来ており、このことがまちづくりの様々な側面に影響を与え、都市計画制度の運用面にも反映されていると考えられるからである。

(1) 市区改正条例と市制特例

明治21(1888)年、明治政府は市制・町村制を公布し、翌年の施行に伴って東京市が設置された。しかしながら、

東京・大阪・京都の三大都市に対しては、政府の直轄管理を目的とした「市制特例」が敷かれ、東京市の市長は府知事が兼任する変則形態であった。また、同年8月には、勅令により東京市区改正条例が公布された。ここで、条例の第1条と2条では、内務大臣が市区改正の主管・決定を行ったうえ、内閣の許可を受けて東京府知事に対し、計画の告示を行わせると定めている。ここに首都東京の都市計画は、東京市ではなく内務省の実質所管となり、大正8(1919)年制定の都市計画法に至っても継承されることとなる。

(2) 都市計画東京地方委員会(旧都市計画法)

大正8(1919)年、市区改正条例に代わる新たな都市計画法制として都市計画法が公布され、大正11(1922)年には都市計画東京地方委員会において、現在の23区に相当する地域を対象とする東京都市計画区域を決定した¹⁶⁾。通常であれば、当時の都市計画地方委員会は各都道府県に設置され、知事が委員長を務めていたが、東京にあつては内務省次官がその長を司り、委員会事務局も東京府ではなく内務省に設置されるなど、都市計画独自の行政機関としても一段と直接指揮が色濃い体制であつた¹⁷⁾。

この都市計画法における都市計画決定は、事業未定の計画を決定でき、私権制限が働く効果を有していた。

なお、昭和8(1933)年には、法改正により包括的な都市計画から1市町村単位の計画に法の性格が変わっている¹⁸⁾。

(3) 東京都制

昭和18(1943)年、東京府の区域に東京都制が施行された。しかし、この制度は現在の東京都とは全く異なる制度であり、東京市および区町村は都の内部団体とされ、府知事及び市長、府参事会等の機関を設置せず、地方長官としての東京都長官が執行するものであつた。

当該都制は、戦時色が強まる中での首都東京の行政を一元管理し、国家的性格に適応する態勢を確立する目的であつたことは、衆議院本会議への政府の提案趣旨説明などからも明らかである。

(4) 戦災復興計画(東京特別都市計画)

昭和20(1945)年、内務省に戦災復興院が設置される。同22(1947)年には戦災復興院告示として、東京の都市計画運河・河川の改修、高潮事業、埋立て等を決定している¹⁹⁾。同計画では、市街地に山積みされた灰燼の処理にあたり、河川に灰燼を処理する都市計画決定もなされている。

なお、昭和24(1949)年に都市計画法が改正され、都市計画委員会が廃止され、都の計画部門が所管することとなった。

(5) 改正都市計画法

昭和43(1968)年、新たな都市計画法と都市計画法施行法が制定された。新たな都市計画法における計画決定は、原則として都知事等が定めると規定されたが、広域的な観点から定める一級河川については、建設大臣(当時)の承認を得て都知事が決定することとなった。また、新

たな規定としては、都市計画制限の拡充とともに、住民意見の反映等を制度化した。なお、都市計画法施行法により、旧都市計画法で決定された都市計画は、新都市計画法の規定による相当の計画と見なされ、都市計画事業に関する措置としては、河川法に基づく一・二級河川を管理する都知事を国の機関と位置づけていた。

(6) 地方分権一括法

平成12(2000)年、俗に地方分権一括法と呼ばれる「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行された。これに伴い、河川法関連では機関委任事務制度が廃止され、河川法に基づく河川管理は、法定受託事務または自治事務となっている²⁰⁾。地方分権一括法の施行以前は、都市計画河川事業は機関委任事務のため、東京都知事が都市計画法上の事業承認を得ていたが、施行後は事業認可の位置づけとなっている。

4. 中小河川管理並びに改修の沿革概要^{5)~15)21)~23)}

以下では、本論に係る範囲において、東京における中小河川の管理・改修の沿革概要を示す。

(1) 明治期

江戸期には町会所が管理した七分積金により、失業救済として市中の川や堀の浚渫を行う土木事業などが行われていた。その後、町会所は當繕会議所から東京会議所として府会的な性格となるに至り、明治9(1876)年に積金(共有金)と各種事業は府庁に返還され、溝渠の修繕等は府の管轄となった²⁴⁾。

明治12(1879)年には、初の東京府会が開催された。東京府は、ここに地方単独予算として河川関係費(堤防費・水防費)を計上し、府下の河川関係費用の地方費による支出が原則化された。

明治21(1888)年の東京市区改正条例の公布に伴い、翌(1889)年5月に市区改正設計として、河川の新川開削と外濠の改修埋立が決定された²⁵⁾。その概要は、図-1のとおりである。ここで、東京府が実施してきた東京市内の土木事業は、東京市へ引き継がれたが、実際には市制特例の適用によって、市長を府知事が兼任する形態であつた。

明治29(1896)年には、最初の河川法が公布された。同法の特徴は、特定河川における国の直轄工事を明示した

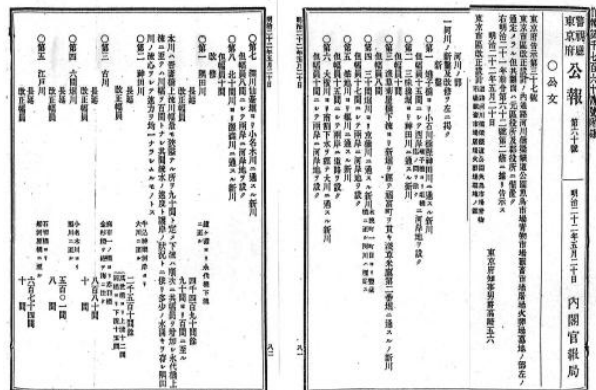


図-1 警視庁・東京府公報 明治22年5月20日
所蔵：都立中央図書館²⁵⁾ (筆者加工)

表 - 1 (1) 中小河川改修計画並びに関連都市計画の一覧 (7) ~ (10) (13) (21) (26) ~ (29)

年次 (年度)	主要な台風 東京関連水害等	政府・河川関連			東京都関連				
		法令	その他	主に東京関連	行政	法令・条例ほか	その他		
慶応3 (1867)			三職制	会計事務掛		明治天皇即位 (大政奉還)	王政復古の号令		
M 1 (1868)			地所売買禁止令 廃止 府藩県三法 (政体書中)	治河使 設置 行政官布告 水利ノ要	民政裁判所 設置・廃止 会計官 設置	鎮台府 令 町会所 (七分) 積金 中止	鎮台府 設置・廃止 鎮守府 設置	明治維新 9月 改元・明治	
M 2			職員令 府県奉職規則	市中戸籍仕法書 (準用) 社寺籍法・士籍法 町役心得案目 施行	民部省土木司 設置	武家地も東京府管轄 東京府 布告 町会所積金 再開	東京府 (朱引内50区・町名改正・朱引外5区) 府県施設順序 (行政官) 戸籍編成法 (東京府)	天皇 再行幸 (東京遷都) 府兵 6大区 設置	
M 3	9. 8	風雨	民部省 堤防治水板規則	玉川上水 通船開始 七分積金廃止 (町会所)		東京府 申渡し 町会所積金 中止			
M 4 (1871)	7. 19	風雨	廃藩置県・県治条例 太政官三院制 戸籍法 (改正) 発布	大区小区制 武家地町地 呼称 廃止	工部省 土木寮 設置 太政官布告 水利堤防案目改定	東京府 通達 町会所積金 (50区配分) = 6大区所属金	朱引変更 (区画改正) 東京府 内外6大区97小区	史官 達 (府案採用) 取締組大体法則 等	府兵一連卒 (総長) 配置 年寄一戸長副戸長
M 5			選卒制改正 (区長組頭) 警察 府一司法省管轄	壬申戸籍 (簿編成)	東海道線開業 (新橋一横浜)	営繕会議所 府布告 溝渠浚方河道路橋梁等修繕	戸長一區長・扱所設置 営繕一東京会議所 設置	地券発行規則・地租収納方規則 公布	銀座 大火災 東京府の人口 78万人
M 6	9. 23	風雨	内務省 設置 地租改正条例 布告 議院憲法議院規則凡例	太政官布達 第16号 (公設公園) 淀川 河身矯正開始	大蔵省 達 河港道路築築規則 施行 内務省 土木寮 移管		区画の整理11大区103小区 郡区町村施行法まで継続	扱所合併・小区町用掛事務 町入用一區入費 (民費) 東京 庇地制限令 制定	区入費 (大区・小区割) (小区割小間に割付) 太政官達 區長 (官吏に準ず)
M 7			公用土地買上規則 制定 下渡金 (補助金) 制 太政官布告 第130号 区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則 公布	第1回地方官会議 堤防法案等 審議 王子紙幣工場 開設	太政官布告 国役金 廃止 太政官達 河港等級廃止 東京府 統計 63河川87km 改修遅延ごみ	東京会議所 議員公選 (府会代行的性格化) 会議所一府へ事務返納 養育院力役場 一 改称 東京府土木掛工役所	地方民会府県会并区会法案 決定 (各府県適宜処置) 太政官布告に基づき 東京府布達 総代人選挙法 町用掛一書記 配置	銀座 煉瓦街 第二期完成 事業打切り	
M 8	8. 9~10	大雨							
M 9	9. 17	風雨							
M10 (1877)	M10~	M10~ 洪水が頻発	土木寮→土木局 設置	西南戦争		東京府 布告 東京会議所 廃止	東京の人口 58万人	區長等制度 朱引外準用	銀座 煉瓦街 第二期完成 事業打切り
M11	9. 14~17	台風(洪水)	郡区町村編制法、府県会規則、地方税法 公布 太政官達 官費下渡金 太政官達 旧慣例倣い	三新法 施行順序 (郡・区區画)	太政官 布告 (三新法)	工部省 初の鉄橋 彈正橋 完成	東京府 15区・6郡 総代人制度→区会 東京府布達 區長掌管事務 布達 区会議委員選挙の部 15区 区会成立	東京府布達 区画名称決定 東京 街路取締規則 制定 東京府布達 郡区役所位置 東京府布達 15区区会・6郡町村会規則	伊豆七島 東京府編入 15区 區長が戸長兼務
M12									
M13			郡区町村編制法 改正 地方税規則 改正	官営工場払下概則 制定	市区改正取調委員設置		太政官布告 区町村会法		小笠原諸島 東京府編入
M14			地方税規則改正 官費下渡金 廃止	明治14年の政変				東京 庇地制限令 廃止	東京 防火路線並二屋上制限規則制定
M15			太政官 地方税規則改正 (税制・補助費目等)	鉄道馬車 開通					東京 (15区) の人口 88万人
M17	9. 15	台風	地租条例 公布 (地価・税率固定)	内務省 公園増設審査会設置	内務卿 指令 市区改正審査会 開設	東京府 神田下水 着工	太政官布告 区町村会法 改正		
M18	7. 1	台風(洪水)	内閣官制 (太政官廃止)				品海築港之儀二付上申 芳川顯正		
M20 (1887)					隅田川 改修工事着手 (改正条例元老院否決)	中州 (日本橋区) 埋立工事 竣工			東京の人口 123万人
M21			市制・町村制 公布 町村合併規程 訓令	東京市区改正条例 (勅令)		東京市区改正計画 (旧設計)	計画技術的規定	市区改正事業特別税 河岸地の貸付金	赤坂溜池 埋立て
M22	9. 11~12	台風	旧・土地収用法 制定 土地台帳規則・地券廃止	市制特例公布 東京市区改正設計 告示	東京市区改正土地建物処分規則	東京府部清酒輸入規則 新佃島 埋立て開始	東京特別市 発足 (旧15区) 東京市長=府知事兼任	東京市条例 区会条例公布	市区改正委員25名うち 東京府区部会議員10名
M23 (1890)	8. 22~24	台風	府県制・郡制 施行				5郡制定 = 町村部 町村 府と郡の二重監督	東京 水道改良設計 公告	
M24	9. 30	台風				市区改正事業 着手 お茶の水橋・水道橋 完成 日比谷公園 設置	公債発行 (市区改正)		
M26				日清戦争					自由民権運動・水道問題関連
M29	9. 8~16	台風(洪水)	旧・河川法 施行 (治水)	淀川改良工事 (高水) 着手	河川整備: 国の營造物 河川管理: 地方行政		神奈川県西・南・北多摩 3郡 (160町村) 東京府編入 豊多摩郡 成立 (東・南多摩郡 合併)		
M30 (1897)	9. 9	台風	砂防法 公布	森林法公布 (保安林)	土地区画改良に関する法律				隅田川貨物駅 南千住立地
M31	6. 5	熱帯低気圧	法律第19号 市制特例廃止 公布 災害準備基金特別会計法	法律第20号 市制中 追加法律 公布 M34災害土木貴国庫補助規程		東京水道 淀橋浄水場・導水路 完成	市に従来の区を存す	東京特別市制 廃止 (東京市 一般市制)	民法 全編施行
M32	10. 7	台風	旧・耕地整理法 制定		河川法 準用令		府県制・郡制 改正		
M33	9. 28	台風	下水道法 制定 新・土地収用法 制定	汚物清掃法 利根川改修	市区改正 速成計画決定			東京市区改正条例 改正	東京市ベスト予防鼠買上げ
M36	9. 23	台風	内閣官制 公布	電気鉄道開通 (新橋~上野)	東京市区改正計画 (新設計)				
M37	7. 10	台風	鉄道軍事供用令	日露戦争 (M37~38)					日比谷公園 開園
M38			土木出張所 官制	耕地整理法 改正	地方官官制 改正				

表 - 1 (2) 中小河川改修計画並びに関連都市計画の一覧

年次 (年度)	主要な台風 東京主要水害		政府・河川 関連		東京都 関連				
			法令	その他	主に東京関連		行政	法令・条例ほか	その他
M39	8.24	台風			第1期 隅田川河口改良工事計画	芝浦河岸 大型船横付化	外債発行(市区改正)	臨時改正局 設置	
M40 (1907)	8.25~27	台風	水害予防組合法	利根川改修		江東地区 大浸水	埼玉県保谷村 北多摩郡編入		東京の人口 214万人
M41			地方税法 改正		東京市区改正下水道計画告示				
M42				メートル法 採用決定					
M43 (1910)	8.7~11	暴風雨(洪水)			臨時治水調査会(勅令)	荒川放水路 建設計画	市内493ヶ所 地名改正	臨時改正局 廃止	
M44	7.26ほか	台風	法律第68号 市制改正法律 公布	工場法 制定 電気事業法	内務省 第1期 直轄河川改修計画	第2期 隅田川河口改良工事	市制・町村制 改正 区の法人化		
M45・T1 (1912)	6.17	台風					府県境 多摩川 決定		
T2	8.27	台風(洪水)	運河法			荒川放水路 着工			
T3			耕地整理法 改正(埋立・干拓)	第一次世界大戦 勃発					
T6	9・10	暴風雨(高潮)					八王子市制 施行 (東京市に次ぐ市制)		
T7			「東京市区改正条例等の準用に関する法律」制定 (京都・大阪・名古屋・横浜・神戸)		市区改正事業 完成 計画改修1河川(一部残)、開削3河川、 外堀埋立3箇所	市区改正委員会 建白書 東京市と有機的に一体を構成すべき 府の区域を含む大都市計画立案		市区改正事業 完成 芝・浅草・深川 等 17公園7遊園地	
T8			旧・都市計画法 公布 都市計画委員会 官制	市街地建築物法 公布 道路法 公布		東京市 し尿汲取事業開始	防火地区決定 丸の内・主要街路沿い		
T9	9.30~10.1	台風							東京府の人口 370万人、市域217万人
T10 (1921)			公有水面埋立法 公布	軌道法 公布	東京都市計画事業河川 決定		東京都市計画事業街路 決定		国有財産法 制定
T11	8.23~26	台風(洪水)	郡制 廃止法 施行			第3期 隅田川河口改良工事	東京都市計画区域 決定 東京市+(6郡)31町53村	東京都市計画区域と一致 現在の東京23特別区域	
T12			帝都復興院 設置 帝都復興の原則 詔勅(東京首都) 内務省復興局設置(勅令)	バラック勅令 制定	震災復興・緊急復興事業計画 決定 府・市の負担あり 東京都市計画事業 街路・運河 決定	河川・水路の障害物除去21.4km、 公共物揚場等補修 43箇所 11河川 拡幅計画 河底浚渫・築地運河開設		関東大震災 (M7.9) 市域の44%焼失(下町全滅) 下町焼失地全般で下水道改良工事 完成	
T13				公園計画標準の検討開始	東京都市計画事業 運河埋立・改修 決定	荒川放水路 岩淵水門完成東京府・ 市分担金負担	区画整理区域 告示 (焼失地 ほぼ全域)		
T14				山手線 環状運転開始	東京都市計画事業 古川 河川改修	古川 一之橋~天現寺橋 練積み護岸施工			
T15・S1 (1926)			河川行政監督令		東京都市計画事業 決定 古石堀川・花畑運河ほか	目黒川 河口~東京厚木大橋水路改 修・埋立工事			
S2	9.14	台風	不良住宅地区改良法制定	防火地区内借地権処理法 制定	東京都市計画事業 決定 渋谷川・目黒川	花畑運河 中川~817間区間 開削	「大東京都市計画道路網計画」 決定		
S3						荒川の河身整理 岩淵町~永代橋 旧荒川筋10.965間6分 浚渫ほか	武蔵野町制 施行		
S4	5.23	低気圧(大雨)	市街地建築物法 適用地域指定基準	都市計画法施行令 改正 (区画地区外受益者負担)	東京都市計画事業 決定 外濠		府県制・市制 一部改正 (府県に条例制定権付与)		
S5 (1930)				帝都復興事業 完了	東京都市計画事業 決定 立倉川・神田上水ほか	荒川放水路工事・ 利根川改修工事 完成	区部人口 499万人、 市郡部 28万人		神田上水 市郡界~中野町地内 4.114間
S6	9.26~27	台風	都市計画法 改正 (区整強制編入)	満州事変 勃発 国立公園法 制定	東京都市計画事業 決定 呑川・宇田川・江戸川ほか	呑川 河口~夫婦橋上流 2.648m 舟運考慮した水路開削	大東京建設案 決定 (都制委員会)		
S7	11.14~15	台風	耕地整理法 改正	5・15事件	東京都市計画事業 決定 横十間川運河・蛇崩川他		新・東京市(市域拡大) (5区隣接82町村編入)	15区+新20区 → 35区制	東京緑地計画協議会発足 東京市の人口 500万人超
S8			都市計画法 改正(全市適用・町村 適用可能)	土地区画整理設計標準 通達	第32期 治水計画 土木会議(恒久機関)	中小河川対象の補助事業 村山貯水池 完成			東京 皇居前 美観地区指定
S9	9.21	室戸台風	都市計画法改正(災害時 公共団体区 画整理特例)	多摩川 砂利採取 禁止	都・総合高潮防御計画 策定	目黒川・神田川等 河川改修 実施			東京市内 各区 汚物放流可能下水 道 地域指定
S10 (1935)	9.10~9.26	大雨(前線) 台風(洪水)	市街地建築物法 改正 (接道長規定)		東京都市計画事業 決定 高潮防禦施設(築造)外 東京都市計画事業 決定 目黒川上流 他	第3期計画 隅田川河口改良工事 完了	東京市・緑地計画委員会 東京府・観光保護委員会 (北多摩郡) 跡・千歳村 世田谷区編入	都市計画区域全域に用途地域の指定 拡大 特殊建築物規則 制定	
S11				2・26事件 勃発					
S12			内務省計画局 設置	防空法制定・日中戦争	河川統制調査	建築線 指定標準 通達			
S13	8・9	暴風雨(高潮)	市街地建築物法 改正 (空地地区・専用地区)	国家総動員法 制定			小河内ダム 建設着手		
S14	7.31	雷雨(洪水)	軍都都市計画	木造建築 許可制		中川放水路 着工	東京緑地計画 決定 (6大緑地計画・2600事業)		区部周辺 環状緑地帯・大小公園
S15 (1940)			都市計画法 改正 (防空・緑地制度)	河川統制事業成立(ダム等による治 水・利水制御)	東京都市計画事業 変更 高潮防禦施設(築造)外 東京都市計画事業 決定		立川市制 施行 東京防空空地地区 第1次指定 区 部周辺 1,200ha		東京都市計画 住居専用地区 指定 告示(田圃調布)

表 - 1 (3) 中小河川改修計画並びに関連都市計画の一覧

年次 (年度)	主要な台風 東京主要水害	政府・河川関連			東京都関連			
		法令	その他	主に東京関連	行政	法令・条例ほか	その他	
S16	7.11~12 大雨(前線・低気圧)	防空法 改正 (防空空地制・建物疎開)	第二次世界大戦 開戦		東京 防空空地地区 第2次指定			
S17				東京都市計画道路 決定 石神井川線			防空法 4大工業地域 規制区域指定	
S18		法律第26号 都制 公布	市街地建築物法施行令 戦時特例	東京都市計画局 治水事業概要	東京府→東京都 移行 都長官が市政権限行使	疎開命令 (防空法)	大都市疎開計画 三多摩地域の人口 55万人	
S19							防空法 建築規制区域 東京指定	
S20 (1945)	枕崎台風	農地調整法 改正	敗戦 戦災復興院 設置				東京大空襲 東京都罹災面積 610万m ²	
S21		日本国憲法(S22施行) 法律第26号 都制 改正 建築物の制限法律 勅令	特別都市計画法(緑地地域制) 同法・同施行令 制定			東京戦災復興都市計画 決定 第1次地方制度改革 区長 公選制	緑地計画標準・土地利用計画設定 用途地域制 復活	
S22	9.15 カスリン台風(洪水)	法律第67号 地方自治法 施行 内務省 廃止	利根川堤防決壊 東京 特別都市計画事業決定	戦災復興院 告示 都市計画運河・河川・河川埋立・高潮防壁施設	東京 特別都市計画事業決定 (区域・区画整理ほか)	東京 区画整理事業計画決定 鎌倉区独立 23区体制		
S23	9.16 アイオン台風	戦災復興院廃止 建設省設置		戦後・都市計画運河・河川等 追加 決定		東京 緑地地域指定 告示	東京都公園協会 発足	
S24	8.30~9.1 キティ台風 (高潮)	トツライン(緊縮財政) 水防法 制定 土地改良法 制定	10大河川改修計画	都・第1次高潮対策事業 着手 (AP+3.15m) キティ台風級	中川放水路開削事業 再開	東京都 工場公害防止条例	都区人口 538万人	
S25 (1950)	ジェーン台風	国土総合開発法 首都建設法 制定	建築基準法 施行 港湾法・漁港法	戦後・都市計画運河・河川等 変更	東京 特別都市計画事業決定 (下水道)	戦災復興計画 事業見直し		
S26	ルース台風	公共土木施設 災害復旧事業費 国 庫負担法制定	河川総合開発事業 開始 公営住宅法・森林法制定	首都建設委員会 告示 河川に関する計画	首都建設委員会 告示 下水道に関する計画	首都建設計画(東京区部) 特定地域 指定基準 決定		
S27	6.23~24 ダイナ台風	法律第306号 地方自治法の一部改正	電源開発促進法 制定	建設局 河川課 一 局 河川部 改組		特別区長公選制 廃止	建築基準法 改正 (建築率緩和規定)	
S28	9.23~25 第13号台風		治山・治水基本対策要綱	都市計画 決定 中川放水路		首都高速道路に関する計画		
S29	9.17~19 第14号台風					東京都 騒音防止に関する条例		
S30 (1955)	10.9~11 第25号台風	特別都市計画法 廃止	土地区画整理法 制定 清掃法 施行	江東地区恒久高潮対策事業計画書			東京圏人口1,328万人 年平均30万人超の増加	
S31	9.26~27 第15号台風	工業用水法・海岸法 制定 都市公園法 制定	首都圏整備法 制定 (近郊地帯・グリーンベルト計画)	都市計画運河廃止・河川変更追加 事業変更	都・第1次高潮対策事業 完成		東京近郊地帯設定反対期成同盟(グリーンベルト反対)	
S32	6.27~28 第5号台風 (前線)	特定多目的ダム法 制定 水道法 制定 自然公園法 制定 (国立公園法の改定) 水質保全法、工場排水規制法制定、 下水道法 改正	建設省 河川審議会 設置 砂防技術基準(案) 制定 地すべり等防止法 制定 首都圏 市街地開発地域 施行	河川等における水質調査開始 高速道路・地下鉄 建設のための数寄 屋橋 消失	都・第2次高潮対策事業 小内ダム 完成 着手 (AP+4.21m) 既往最大 T6級	東京都市計画高速道路調査 特別委員会・報告 「治水と支障ない河川・・・を(道 路として)使用するものと し・・・」明記	首都圏整備 第一次基本計画 京葉臨海工業地帯造成計画	
S33	7.22~23 第11号台風 第21号台風 9.17~19 第22号台風 (狩野川)			三鷹・武蔵野・調布 都市計画河川決定(仙川) 東京都市計画河川変更 (仙川・石神井川)		台地部中小河川の水害が顕著化 時間雨量: 76.0mm、浸水面積: 21,103ha、 総雨量: 402.2mm、床下: 337,731棟、床上: 142,802棟		
S34	9.26~27 第15号台風 (伊勢湾)	首都圏の既成市街地における工場等 制限法(大学ほか)		高潮と台風が重なり被害甚大	首都高速道路公団 設立	市街地開発区域 指定 (八王子・日野)	63オリンピック 開催決定	
S35 (1960)	8.20~21 第14号台風	治水特別会計法 第1次治水事業5ヵ年計画	日米安全保障条約 調印 (所得倍増計画)	「東京高潮対策事業計画」策定	首都高建設に伴い、築地川等の埋立 て開始 隅田川堤防工事 着手 (外郭堤防修築)	首都整備局 「河川白書」発表 オリンピック契機に河川浄化対策を 推進	治山・治水緊急措置法 制定	
S36	6.24~7.10 '9.16~17 梅雨前線豪雨 台風(高潮) <第二室戸>	水資源開発促進法 建築基準法 改正 (特定街区制度) 市街地改造法 制定 宅地造成等規制法 制定 多摩川等 砂利採取 禁止区域 指定	災害対策基本法	36管申・呑川ほか13河川 下水道幹 線位置づけ 立川・小金井・三鷹 都市計画河川 決定(野川) 東京都市計画河川 変更 (野川ほ か)	隅田川花火大会 中止	都区・行政事務調整 公共清潔管理 区移管	都市計画河川下水道調査 特別委員会・報告(36管申)	36管申・報告 「市街地における下水道促進および 河川汚濁の現況に鑑み河川の下水道 幹線利用」の方針
S37			首都圏整備委員会 近郊地帯構想を正式破棄	武蔵野都市計画河川追加 石神井川		河川部 計画課 設置	東京都の人口 1,000万人超	
S38	8.25 雷雨	新住宅市街地開発法制定 建築基準法 改正 (容積地区制)		東京高潮対策事業 着手 (AP+5.1m) 伊勢湾台風級 都・中小河川緊急3ヶ年整備計画	中川放水路 完成 中川左岸護岸工事 着手 隅田川 維持用水導入事業			
S39		新・河川法 (治水・利水)	電気事業法	緊急3ヶ年計画 S39~41 30ミリ (7河川29.4km)	工事実施基本計画策定 水系一貫主義	東京中小河川促進連盟 発足(10月) 利水対策 隅田川 浄化用水導入	容積地区指定 告示 多摩NT建設 基本方針 東京オリンピック 開催 東京圏人口 1,886万人	
S40 (1965)	9.13~18 第24号台風	河川占用許可率制 制定		立川都市計画河川 一 国分寺都市計画へ変更	武蔵水路(利根川~荒川) 通水	多摩NT事業計画 決定	首都圏整備法 改正 (近郊地帯→近郊整備地帯)	
S41	6.28~29 9.25 第4号台風 第26号台風	首都圏近郊緑地保存法 制定		東京都市計画河川 変更・廃止(桃 園川)	江東三角地帯 外郭堤防・水門 完成	飛鳥山分水路 着手 多摩NT計画 決定		

表 - 1 (4) 中小河川改修計画並びに関連都市計画の一覧

年次 (年度)	主要な台風 東京主要水害		政府・河川 関連			東京都 関連			
			法令	その他	主に東京関連	行政	法令・条例ほか	その他	
S42	7.7~10	7月豪雨	公害対策基本法 制定		武蔵野都市計画河川 一保谷・田無都市計画河川 変更(石神井川)ほか	都・中小河川緊急整備計画 5ヶ年 30ミリ(50ミリ) (24河川122km)			
S43		第7号台風	砂利採取法 大気汚染防止法・騒音規制法成立	新・都市計画法 制定 (市街化調整区域(線引き))	東京都市計画河川 変更 神田川・石神井川 ほか	神田川 大曲分水路・ 高田馬場分水路 着手	都 「シビルミニマム」 設定		首都圏整備 第二次基本計画
S44		大雨(前線)	都市再開発法 制定 (市改法) 急傾斜地崩壊防止法	都市計画法施行法 施行 都市河川環境整備事業 創設 新全国総計画	東村山都市計画河川追加 都市改道会議 江東防災基本構想 (6拠点) 決定	飛鳥山分水路(一連) 通水 小名木川排水機場 上平井水門 完成	中期計画' 68 (330億円) 区部 8河川、多摩18河川 64.1km、 30mm/hr	都 公害防止条例 制定	区部緑地地域 全面廃止
S45 (1970)		第10号台風	水質汚濁防止法 制定	改正・建築基準法 (集団規定 全面改定) 道路構造令 改正	東京都都市計画河川 変更 神田川・石神井川 ほか (番号・起終点、廃止)	江東防災総合委員 会・答申(国)	中期計画' 69 (405億円) 区部 8河川、多摩19河川 73.5km、 30mm/hr	都 風致地区条例 制定 都 公害局 設置	東京都都市圏 市街化調整区域 指定完了
S46		第23号台風 第29号台風	道路法 改正 (自動車専用道 等)	環境庁 発足 地方税法 改正 (宅地並み課税)	江東三角内部河川整備調査委員会 報告	江東内部河川整備事業 開始 水道橋(大曲)分水路 (一連) 完成	中期計画' 70 (465億円) 区部 7河川、多摩23河川 57.1km、 30mm/hr	都 地震予防条例 施行	
S47	7.12	大雨 (7月豪雨) 第20号台風	河川法改正(流況調整河川、準用河川 制度拡大) 水源地域対策特別措置法	土地改良法 改正(非農用地換地制 度 等) 公有地拡大法 制定	中小河川 50mm/hr整備 福生都市計画河川 決定 (残堀川)	江戸川橋分水路 着手 扇橋開門 着工	中期計画' 71 (488億円) 32河川、55.6+(8.9) km、 30mm/hr+(50mm/hr)	自然の保護と回復に関する条例 制 定(自然保護条例)	首都圏近郊整備地帯 計画 宅地並み課税 1年凍結
S48			公有水面埋立法 改正 都市緑地保全法 制定	都市河川治水緑地事業創設 S48~ 50	東京都都市計画河川 決定 (新河岸川) 八王子・同(浅川ほか)		中期計画' 72 (566億円) 31河川、47.86+(7.7) km、 30mm/hr+(50mm/hr)		
S49	7.20	雷雨 多摩川決壊	国土利用計画法 水源地域対策特別措置法 生産緑地法 制定 国土庁 設置	河川環境整備事業 創設 都市計画法・建築基準法改正 (市街地開発事業予定区域等)	低地防災対策検討 委員会 答申 多摩都市計画河川 決定 (三沢川) ほか	隅田川 防潮堤 完成 富士見調節池 完成 小金井分水路工事 着手	中期計画' 74 (794億円) 区部15河川、多摩21河川 39.0km、 50mm/hr	特別区長公選制 法制化	神田川 水害訴訟(S49.7水害)
S50 (1975)	9.5 10.5 11.6	集中豪雨 第13号台風 集中豪雨	地方自治法 改正	大都市住宅地供給促進法 (集合農地区・特定区画整理等)	準用河川改修事業	中小河川 30mm/hr整備 概成	排水場 特別区 移管		
S51	9.9	第17号台風	建築基準法 改正 (日影規制 等) 高度利用地区指定標準 制定	河川激甚災害特別緊急事業 創設	河川管理施設等構造令 制定 河川砂防技術基準(案) 改訂	目黒川 激特事業 隅田川防潮堤整備 完了 芝久保調節池工事 着手	都 総合設計許可要綱 制定		
S52	8.17	集中豪雨			都・中小河川緊急整備計画 3ヶ年、 30ミリ(50ミリ) (24河川122km)	江戸川橋分水路 完成	総合的な治水対策(中間答申) 都・行財政3ヶ年計画 (S52~54)	日影規制条例 制定	石神井川 水害訴訟(S51.9水害)
S53	4.6	集中豪雨			江東内部 東側河川 第1次水位低下 完了 東京都都市計画河川 変更	小金井分水路 完成 三沢川分水路工事 着手	隅田川火花大会再開 (中断:S36~)		
S54	5.15 10.19	集中豪雨 第20号台風	総合治水対策特定河川事業 創設	特定住宅市街地整備促進事業 創設		新河岸川、鶴見川、境川 総合治水特定河川 採択			神田川 水害訴訟(S53.4、S54.5水 害)
S55 (1980)	8.15	集中豪雨	都市計画法 改正 建築基準法 改正 (地区計画制度の施行)	生産緑地法 改正 「総合治水特定河川 事業」創設	八王子都市計画河川 決定(城山川・大沢川) 多摩・同変更(勾田川)	隅田川・白鬚地区 緩傾斜型堤防事業 着手	中川、綾瀬川、総合治水特定河川 採択	アセスメント条例制定	(国)「多摩川水系河川環境管理計 画」策定
S56	7.22 10.22	集中豪雨 第24号台風		河川環境管理のあり方 (答申)	立川・昭島計画河川変更 東京・同(旧中川)	南台調節池 供用開始 残堀川 特定河川採択	都・長期計画(S56~65)	環境影響評価条例制定	神田川 水害訴訟(S49.7水害) 勝 訴
S57	9.12	第18号台風	建設省通達 段階的土地区画整理事業		妙正寺川第一調節池計画 (全国初の住宅合築)	高田馬場分水路 完成 和田堀第2・3調節池 供用開始	飛鳥山分水路(二連)完成 芝久保調節池 供用開始		
S58	6.10 9.1	集中豪雨 集中豪雨	占用許可準則 改正 河岸等の植樹基準(案)制定	湖沼水質保全特別措置法 制定 流域貯留浸透事業 開始	秋多都市計画河川 決定 (平井川)	三沢川分水路 完成 水道橋分水路 一連完成	「総合治水対策実施 要綱」知事決定		
S59	7.11	集中豪雨		特定街区制度 改正(街区間の容積 率移転 緩和措置)		向台、野川第一、和田堀第6 各調 節池 供用開始			
S60 (1985)	7.1 7.14	第6号台風 大雨		スーパー堤防整備事業創設	八王子都市計画河川決定 (兵衛川)	目黒川 激特事業 船入場調節池工事 着手	隅田川 新川・箱崎地区 スーパー堤防 着手		
S61	8.4	第10号台風	国鉄分割・民営化関連8法案 成立		神田川地下調節池(第一期)都市計画 決定 水道橋分水路(二連)完成 東京都計画河川変更等 「地下河川構想検討会」最終答申	S61八王子都市計画河川決定 (川口川) 妙正寺川第一調節池 完成 比丘尾橋上流調節池 供用開始	都・第二次長期計画	「総合治水対策調査委員会」報告 「地下河川構想検討会」中間答申	区部中小河川流域総合治水対策協議 会 発足
S62	7.25 7.31 8.24	大雨 大雨 大雨	河川法 改正(市町村工事) 超過洪水対策(答申) マイタウン・マイリバー事業創設	河川水辺の国勢調査開始 桜づつみ・ふるさとの川モデル事業 創設 建築基準法 改正	町田・同 変更(兵衛) 東京都計画河川変更 「地下河川構想検討会」最終答申	隅田川テラス護岸整備 着手 北江古田調節池 供用開始	多自然型川づくりの推進 東京都港湾計画 基本方針	東京都全域 地価監視区域 指定	首都圏治水
S63	8.11	集中豪雨	都市計画法 改正 建築基準法 改正 消費税法 制定	都市再開発法 改正 土地区画整理法 改正 港湾法 改正	「江東内部河川整備計画検討委員 会」答申	お茶の水分水路 着手 昭和記念公園調節池供用 神田川地下調節池(第一期)着手	神田川・総合治水対策特定河川 採 択		「東京の川をを考える懇談会」報告
S64・H1 (1989)	8.1 8.10	大雨		河岸等の植樹基準(案)改訂	江東内部河川全体計画 変更 (西側対策の拡充・水位低下高)	「東京都清流復活全体計画」策定	野火止用水・玉川上水・千川上水 清流復活通水開始(H1.3)		神田川 水害訴訟 和解

※筆者作成(7~10)13)21)26)~29)

点である。これは、従来の河川管理は国の機関として、地方長官（行政庁）が担当することになっていたが、費用が道府県の負担を原則としたことから、事業の進捗は捗々しくなかった。

明治36(1903)年、東京市は市区改正新設計として、市区改正設計の計画を縮小した河川開削と改修、濠の浚渫・埋立を告示している³⁰⁾。この新設計では、舟運の便との関係から堤防の除去や河川の埋立が行われた。

(2) 大正期

大正10(1921)年には、街路築造・河川濠渠改修計画が告示された³¹⁾。これは、前年に施行された都市計画法に基づく最初の街路網・河川計画であり、図-2のとおり新川開削・河川改修並びに濠と河川の埋立計画を決定している。

関東大震災後の大正13(1924)年3月、東京都市計画である震災復興計画として、運河改修、新川開削のほか、河川の計画変更が告示された³²⁾。復興計画の主な内容は、同10年に決定した計画の再検討を行ったものである。

大正13(1924)年5月には、都市計画運河埋立並びに改修事業の内務大臣による事業執行が告示された³³⁾。



図-2 官報 第2633号 大正10年5月13日
所蔵：都立中央図書館³¹⁾ (筆者加工)

(3) 昭和初期から第二次世界大戦前まで

昭和2(1927)年には、渋谷川、目黒川の改修計画が内務省から告示され³⁴⁾、同6(1931)年に震災復興事業として、日本最初の臨川公園である隅田公園が開園した。

昭和8(1933)年、土木会議の第三期治水計画では「中小河川の治水対策」を目的とする補助事業が設けられた。

昭和10(1935)年4月、東京都市計画の高潮防禦施設として、河川護岸と水門の築造および河川埋立が告示された³⁵⁾。この埋立対象河川は、護岸築造の対象でもあることから、舟運の便の有無により利用計画が策定されたと考えられる。

(4) 第二次世界大戦時から昭和30年代

戦時中は、河川や運河の維持管理が疎かとなったため、

河床への土砂堆積や簡易造の護岸が崩壊するなど、荒廃が進んでいた。また、戦後直後には、カスリーン台風など相次ぐ台風の襲来により、都内低地部を中心に大規模な損害を被った。

このため、昭和22(1947)年11月に戦災復興院による戦災復興計画として、運河・河川・河川埋立および高潮防禦施設が決定告示された³⁶⁾。改修概要は、舟運河川の拡幅や中小河川を中心とした改修が計画され、河川埋立も実施されている。

昭和33(1958)年、狩野川台風などの相次ぐ襲来により、低地帯、武蔵野台地の中小河川の氾濫や護岸が崩壊し、沿川を中心に広範囲で浸水被害が発生した。このため、同年12月には、俗に東京都河川白書と呼ばれる「東京都の河川の現況とその将来」を発表し、既定計画の再検討・増補と今後の対処方針を明らかにした³⁷⁾。

同様に、同年以降、特に山の手台地を中心とした地域での浸水被害対策として、中小河川の未改修部分を対象とする緊急整備計画を策定し、事業に着手した³⁸⁾³⁹⁾。

昭和39(1964)年は、新たな河川法が成立した年であるが、東京オリンピックの開催に関連して、この前後に数多くの河川や水路が都市計画決定により機能廃止・暗渠化され、また河川上空を高速道路等に占用される契機となった⁴⁰⁾。

(5) 昭和40年代以降

昭和40(1965)年代には、多摩部での浸水被害の増加に対応し、区部に加えて急激に市街化が進んだ市部を含む河川改修計画が立案された⁴¹⁾⁴²⁾。

昭和50(1975)年代に入り、事業進捗の遅れ等から、本格的な50mm/hr改修計画と平行して、暫定改修計画(30mm/hr)を策定のうえ、事業の早期進捗を図ることとなった⁴³⁾⁴⁴⁾。

なお、現在は本川の50mm/hr改修計画に加え、早期の治水水準の向上を図るため、75mm/hr計画に位置づいた調節池を都市計画変更により追加し、先行的に整備を進めている⁴⁵⁾⁴⁶⁾。

5. 都市計画決定河川と事業手法の現況

本章では、東京における中小河川改修のうち、現在まで都市計画事業として実施されている河川とその他の手法による河川の違いを指摘し、その差異が生じた背景を探るものとする。都知事管理河川における都市計画決定の現況は、表-2・図-3のとおりである。

(1) 事業認可の取得を中断した河川

前記の図-1のとおり、明治期には神田川などの中小河川のほか、隅田川ほかの低地対策河川(運河)が都市計画決定され、都市計画事業として改修が進められてきた。しかしながら、隅田川や旧中川などの低地対策河川において、現在でも河川改修自体は行われているが、事業認可を得ての河川改修は実施されていない。この一因としては、行政実務上の対応が挙げられる。低地対策河川の多くは、明治当初から改修を進めてきた結果、既に一定

程度の幅員と治水安全度を有しており、現在は河床浚渫やダイオキシン対策などの水質対策、また生態系への配慮や緩傾斜護岸と云った環境対策を主とした護岸改修などを主体としている。このため、河川敷地内での改修工事を主体としており、当時のように河川の拡幅に伴う沿川の土地買収を必要としないことから、改修計画の立案に際しての建築制限等をはじめ、都市計画法が有する土地の私権制限や税制面上の優遇策が必要が少ないため、適用していないものである。

(2) 事業認可を継続取得している河川

表 - 2 東京都市計画河川一覧 (建設局河川部資料⁴⁷⁾ に新規計画を追加して筆者作成)

No	河川名	計 画 決 定 (最 終 告 示)			No	河川名	計 画 決 定 (最 終 告 示)		
		告示年月日 告示番号	計 画 決 定 区 域	延 長 (m)			告示年月日 告示番号	計 画 決 定 区 域	延 長 (m)
1	新 中 川	昭和45年12月22日 都告第1349号	自 江戸川区江戸川四丁目(旧江戸川合流点) 至 葛飾区高砂二丁目(中川分岐点)	8,180	16	新 河 岸 川	昭和48年6月19日 都告第708号	自 北区志茂四丁目(隅田川合流点) 至 板橋区三國二丁目(都県境界)	9,300
2	旧 中 川	昭和57年3月23日 都告第303号	自 江戸川区小松川一丁目(小名木川開門) 至 江戸川区平井七丁目(木下川水門)	5,620	17	黒 目 川	昭和46年11月5日 都告第1212号	自 東久留米市神宝町一丁目(都県境界) 至 東久留米市下里五丁目(都橋上流)	4,310
3	隅 田 川 なお隅田川支川	平成6年4月12日 都告第472号	自 中央区勝どき三丁目(築地川合流点) 至 足立区新田一丁目(隅田川分岐点)	22,140	18	落 合 川	昭和46年11月5日 都告第1212号	自 東久留米市神宝町一丁目(黒目川合流点) 至 東久留米市八幡町二丁目(無名橋下流端)	3,430
		平成6年4月12日 都告第472号	自 江東区越中島一丁目(相生橋) 至 江東区越中島一丁目(隅田川分岐点)	570			昭和46年11月5日 都告第1212号	自 清瀬市中里二丁目(柳瀬川合流点) 至 東村山市富士見町四丁目(東大和市境界)	7,830
4	白 子 川 なお白子川調節池	昭和45年12月22日 都告第1349号	自 板橋区三國町三丁目(新河岸川合流点) 至 練馬区北大泉町(別荘橋下流)	5,540	19	空 堀 川	昭和46年11月5日 都告第1213号	自 東大和市大字清水字立野窪(東村山市境界) 至 武蔵村山市大字中藤字荻ノ尾	5,550
		平成3年8月21日 都告第1349号	練馬区大泉町二丁目、東大泉二丁目、三原台一 ～三丁目、谷原一、二、五、六丁目、高野台二、 四、五丁目、真井四丁目および高松三丁目地内	m ² 43,400			平成4年3月16日 都告第302号	自 青梅市今井一丁目(都県境界) 至 青梅市東青梅二丁目(一級河川終点)	5,550
5	石 神 井 川	昭和61年3月17日 都告第272号	自 北区堀船三丁目(隅田川合流点) 至 練馬区関町五丁目(保谷市境界)	20,100	20	霞 川	昭和56年11月27日 都告第1227号	自 立川市柴崎六丁目(多摩川合流点) 至 立川市緑町(昭島市境界)	3,060
		平成16年4月22日 都告第724号	自 西東京市東伏見三丁目地内(練馬区境界) 至 西東京市南町三丁目(富士見橋下流)	2,420			昭和56年11月27日 都告第1230号	自 昭島市郷地町字中武蔵野(立川市境界) 至 昭島市福島町字武蔵野上(立川市境界)	1,240
6	神 田 川 なお神田川調節池	昭和45年12月22日 都告1349号	自 台東区柳橋一丁目(隅田川合流点) 至 杉並区久我山三丁目(三鷹市境界)	22,800	21	残 堀 川	昭和47年12月25日 都告第1451号	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添 至 瑞穂町大字箱根ヶ崎池廻	2,190
		平成2年1月26日 都告第86号	中野区野方五丁目、大和町一、二丁目、杉並区高 円寺北二丁目、高円寺南二、四丁目、梅里一丁目 堀之内一～三丁目、和泉一、四丁目	m ² 81,000			昭和46年11月5日 都告第1211号	自 八王子市小宮町(日野市境界) 至 八王子市戸吹町(一級河川終点)	9,710
7	妙 正 寺 川	昭和45年12月22日 都告第1349号	自 新宿区下落合二丁目(神田川合流点) 至 杉並区清水三丁目(井草川合流点)	9,700	22	谷 地 川	昭和43年9月3日 建設第2505号	自 日野市大字百草(多摩川合流点) 至 日野市大字程久保(無名橋)	3,060
8	善 福 寺 川	昭和45年12月22日 都告第1349号	自 杉並区和田一丁目 至 杉並区善福寺二丁目	10,860	23	程 久 保 川	昭和42年12月9日 建設第4132号	自 多摩市連光寺(多摩川合流点) 至 多摩市和田(八王子市境界)	4,410
9	野 川	昭和62年8月13日 都告第918号	自 世田谷区鎌田一丁目 至 世田谷区喜多見九丁目	4,640			24	大 栗 川	昭和44年3月4日 建設第453号
		昭和44年3月24日 建設第667号	自 調布市大字下石原飛地 至 小金井市貫井南町四丁目(国分寺市境界)	4,030	昭和43年3月6日 建設第242号	自 多摩市連光寺(大栗川合流点) 至 多摩市落合			4,450
10	仙 川	昭和40年4月23日 建設第1325号	自 国分寺市押切間(JR中央線) 至 国分寺市長谷戸(小金井市境界)	1,870	25	乞 田 川	昭和44年3月4日 建設第453号	自 八王子市大字松木(大栗川合流点) 至 八王子市大字南大沢清水入谷戸(大田橋)	1,690
		昭和45年12月22日 都告第1349号	自 世田谷区鎌田町 至 世田谷区給田町	6,520			昭和46年8月3日 都告第845号	自 町田市大蔵町字下河内 至 町田市上小山田町字5号	7,600
11	古 川 なお古川調節池 その他	昭和45年6月28日 都告第1859号	自 調布市緑ヶ丘一丁目(三鷹市境界) 至 調布市緑ヶ丘二丁目(世田谷区境界)	1,730	26	大 田 川	昭和43年9月3日 建設第2504号	自 町田市大字成瀬(都県境界) 至 町田市大字本町田	4,810
		昭和42年6月28日 都告第1859号	自 三鷹市上連雀北(武蔵野市境界) 至 三鷹市新川町(調布市境界)	4,620			昭和43年12月20日 建設第3674号	自 町田市大字鶴間(鶴瀬橋上流) 至 町田市大字根岸町(根岸橋上流)	10,490
12	洪 谷 川	昭和35年4月7日 都告第865号	自 武蔵野市境(JR中央線交差点) 至 武蔵野市境(三鷹市境界)	560	27	鶴 見 川	昭和48年6月19日 都告第709号	自 八王子市長沼町(浅川合流点) 至 八王子市館町(山王橋)	8,780
		昭和45年12月22日 都告第1349号	自 港区東麻布三丁目 至 港区南麻布四丁目	2,340			昭和48年6月19日 都告第710号	自 八王子市清川町(南浅川合流点) 至 八王子市下恩方町(河原宿橋)	5,970
13	目 黒 川	平成20年6月20日 都告第895号	港区三田一丁目地内 港区白金五丁目地内	730m ² 1,200m ²	28	境 川	昭和48年6月19日 都告第709号	自 八王子市清川町(南浅川合流点) 至 八王子市下恩方町(河原宿橋)	5,970
		昭和45年12月22日 都告第1349号	自 渋谷区広尾五丁目 至 渋谷区渋谷二丁目	2,520			昭和49年11月26日 都告第1210号	自 稲城市大字矢野口 至 稲城市大字坂浜	5,490
14	立 会 川	昭和53年6月10日 都告第590号	自 品川区東品川一丁目(海面) 至 目黒区大橋二丁目(大橋)	7,410	29	浅 川	昭和55年1月12日 都告第71号	自 八王子市叶谷町 至 八王子市元八王子三丁目	4,090
15	呑 川	昭和45年12月22日 都告第1349号	自 品川区東大井二丁目(海面) 至 目黒区碑文谷一丁目(宮前橋下流)	7,020	30	恩 田 川	昭和59年1月22日 都告第71号	自 八王子市大楽寺町 至 八王子市市川町	3,050
		昭和45年12月22日 都告第1349号	自 大田区大森南五丁目 至 目黒区大岡山二丁目(九品仏川合流点)	9,330			昭和58年3月31日 都告第351号	自 秋川市平沢字下毛川原 至 日の出町大字久野字岩井	11,250
16	呑 川	昭和45年12月22日 都告第1349号	自 大田区大森南五丁目 至 目黒区大岡山二丁目(九品仏川合流点)	9,330	31	境 川	昭和60年12月10日 都告第1274号	自 八王子市片倉町 至 八王子市宇津貫町	2,530
		昭和45年12月22日 都告第1349号	自 大田区大森南五丁目 至 目黒区大岡山二丁目(九品仏川合流点)	9,330			昭和61年8月12日 都告第860号	自 八王子市中野上町一丁目 至 八王子市上川町	8,060

※告示番号のうち「建設」建設局告示、「都告」東京都告示、「関告」関東地方整備局告示
なお事業施行年度のHは平成、Sは昭和を示す

出典：建設局河川部 都市計画決定一覧等による (一部数値・表現を修正し、統一している)
本表は、事業完了区域の一部告示を省略している

低地対策河川に対して、現在でも事業認可を得て改修工事を進めている河川の多くは、区部または多摩部に存する中小河川である。当該河川の多くは、本格的な河川改修が昭和30(1955)年代の後半に開始されたため、現在でも50mm/hr 改修計画に基づく事業の最中であり、未改修区間の流下能力は1年に1回程度の溢水の可能性がある30mm/hr 相当のままである。都における50mm/hr 対応の改修計画は、河道拡幅を基本とした治水対策であることから、必然的に沿川の土地買収を伴うため、関係者への対応策が重要となってくる。

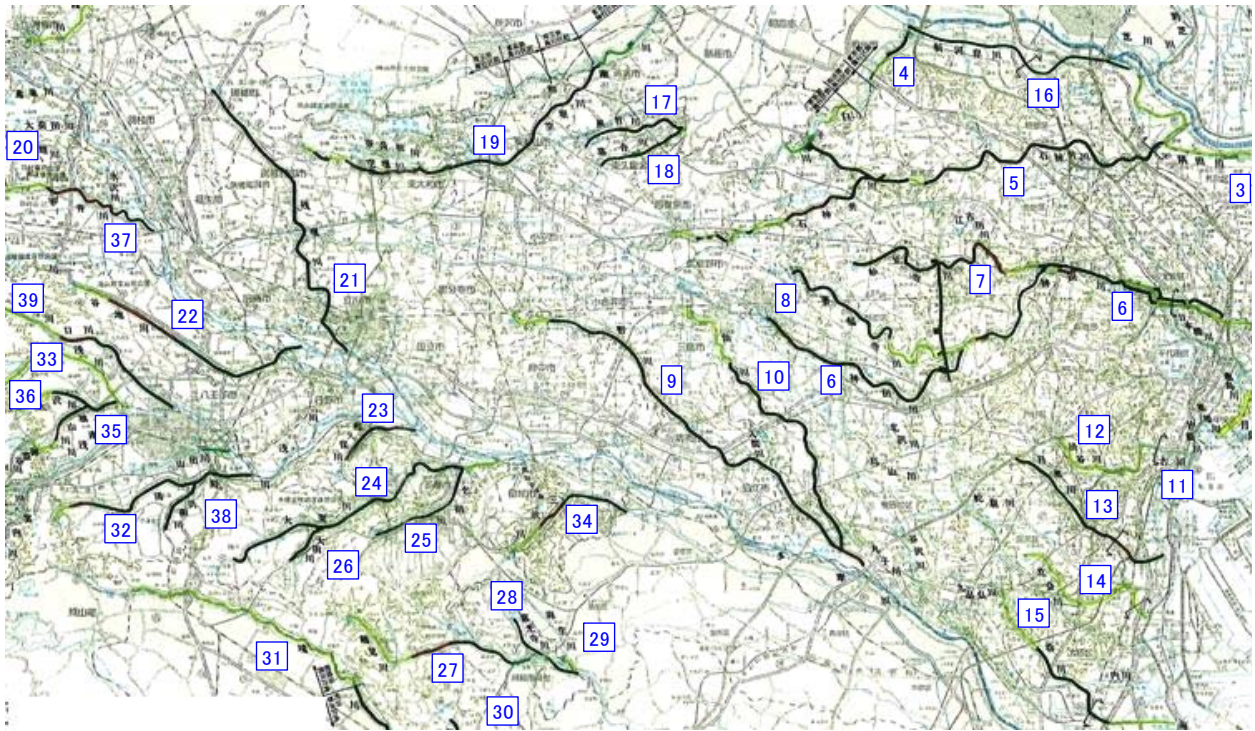


図 - 3 都市計画河川一覧 平成17年3月時点
 出典：建設局河川部⁴⁷⁾ (筆者抜粋加工) ※No. : 表 - 2の No. に対応

その対策としては、都民への河川改修計画の事前周知、計画線内の土地・建物に対する制限、公共事業への協力に対するインセンティブなどである。

都市計画法は、これらの対策に資する規定が整備されており、著しく市街化された東京における同法の適用は、非常に有効な手段であることが、現在まで同法による河川改修事業が継続されてきた主な理由と考えられる。

なお、表 - 2に示す区部河川の多くの最終告示年が昭和45年である理由は、旧都市計画法からの新法への移行に際して計画決定・変更が行われたためである。

(3) その他の改修手法

上記のほか、河川法に規定する河川予定地指定を行って改修事業を進めている河川が存在する。この河川予定地に指定する手法は、局所的な土地取得を必要とする場合などが該当し、同一河川で都市計画法に基づく事業認可と併用している場合もある。

6. 考察

近年、市街地における河川改修又は区画整理事業等との一体的な整備などに際して河川の都市計画決定を行うことは、東京以外の河川でも比較的多くの事例を見出せるが、東京のように都市計画決定したほぼ全ての河川において、長期間にわたり都市計画事業として河川改修を行ってきた都市は、他に存在しないと考えられる。

東京都が河川改修を都市計画事業として実施している最大の理由は、都市計画制度の創設当初より同制度に位置づいた河川改修を行ってきたことであると云える。同時に、現在まで継続しているのは都市計画決定に伴う

告示行為により、河川法の定めより広く都民へ周知できる制度と都市計画決定並びに事業認可（承認）に基づく私権制限や税制上の優遇措置にあると考えられる。

このような、都市計画法を最大限に活用した河川改修手法は、情報公開法や国民の権利意識の高まってきた現代社会において、今後の大都市における河川改修のあり方に示唆を与える点が多くあると考える。

近年においても、港区麻布という高度に市街化された地区を貫流する古川（渋谷川）の地下調節池の計画決定が行われたが、古川の都市計画決定に地下調節池を追加決定する手法により、直接の水害被害者ではない土地買収の対象者に対しても事前周知が図られた結果、早期に地元の了解を得られたことが良い事例であろう。

7. 結び

東京都では現在に至るまで、ほとんどの河道拡幅を伴う中小河川改修を都市計画事業に位置づけて実施している。その背景と理由は、次のとおりである。

- ①最初の都市計画法制と云える市区改正条例において、河川改修を都市改造計画に位置づけられたことが端緒であること。
- ②当初から政府（国）の施策として、河川を道路や公園と同様に都市計画施設に位置づけ、都市改造の一環として事業が進められてきたこと。
- ③継続した河川改修の計画手法として、河川法に基づく計画策定と同時に都市計画法を適用することが、行政的な通常業務に位置づけられてきたこと。
- ④現在の著しく市街化された東京において、新たな土地

取得を伴う河道拡幅に対処するには、他の都市計画施設と同様に河川を位置づけ、都民に事前周知することが河川改修計画への理解を深めるのに有意であること。

⑤河川改修を都市計画事業として実施するのは、都市計画法に規定する土地収用法の準用や取得した土地への税制面での優遇措置などの適用により、関係者への理解と協力が得られ易いこと。などである。

8. 今後の課題

今後の課題としては、さらに過去の経緯並びに他都市における改修手法との差異等について、より詳細な調査を進めて参りたい。

謝辞

本論の作成にあたり、東京都建設局河川部、東京都立中央図書館東京情報室をはじめとする皆様には、資料提供等のご支援を頂きましたこと、ここに記して謝意を表します。

参考文献

- 1) 鹿内京子・石川幹子：東京下町における河岸の歴史の変遷に関する研究，都市計画論文集 No. 41-3，pp. 959～964，2006.
- 2) 昌子佳江：東京戦災復興計画の運河に関する考察，土木史研究 第10回，pp. 113～121，1990.
- 3) 高橋信之・尾島俊雄：東京23区における廃止河川の利用実態に関する研究，日本建築学会計画系論文集 No. 364，pp. 134～142，1986.
- 4) 昌子佳江：東京の都市計画と河川運河に関する歴史的研究，東京大学都市工学科博士論文，1991.
- 5) 松浦茂樹，藤井三樹夫：明治初頭の河川行政，土木史研究，pp. 145～160，1993.
- 6) 松浦茂樹，藤井三樹夫：1875(明治8)年の堤防法案の審議から1896(明治29)年の河川法成立に至る河川行政の展開，土木史研究，pp. 61～76，1994.
- 7) 東京大学史料編纂所：『明治史要 全・附表』，東京大学出版会，1966.
- 8) 『東京百年史』，第2・3・4・6巻，東京都，1973.
- 9) 『東京の都市計画百年』，東京都都市計画局，1989.
- 10) 石田頼房：『日本近現代都市計画の展開』，自治体研究社，2004.
- 11) 藤森照信：『明治の東京計画』，岩波書店，2004.
- 12) 越澤明：『東京の都市計画』，岩波書店，1991.
- 13) 『建設のあゆみ』，東京都建設局，1953.
- 14) 加藤陽三：『東京都制概説』，良書普及会，1943.
- 15) 河野義克 編：『都市・自治史概説』，東京市政調査会，1982.
- 16) 官報：大正11年4月24日，都市計画公告
- 17) 勅令：大正8年11月27日，都市計画地方委員会官制
- 18) 東後 三郎：『都市計画の四十年間』，新都市14巻11号，都市計画協会，p. 41，1960.

- 19) 官報：昭和22年11月26日，告示(戦災復興院告示)
- 20) 河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(通知)：国土交通省河川局長，平成13年4月27日.
- 21) 『東京都政五十年史』，事業史Ⅲ・通史，東京都企画審議室調査部，1994.
- 22) 鶴飼信成ほか 編：『日本近代法発達史』，6・8・9，勁草書房，1959.
- 23) 二十一世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方針について(河川審議会答申)：建設省河審発第2号，平成8年8月28日.
- 24) 『都史紀要7 七分積金』，東京都，1960.
- 25) 警視庁・東京府公報：明治22年5月20日，公告第37号(東京市区改正設計).
- 26) 『東京百年史』，別巻(年表)，東京都，1979.
- 27) 上田恭幸：『みどりの都市計画』，ぎょうせい，pp. 304～336，2004.
- 28) 『東京都政五十年史』，別巻(年表)，東京都企画審議室，1984.
- 29) 小木新造 編：『江戸東京学事典』，三省堂，pp. 988～1051，1987.
- 30) 東京市公報：明治36年3月31日，告示第36号(東京市区改正新設計).
- 31) 官報：大正10年5月13日，都市計画公告.
- 32) 官報：大正13年3月11日，都市計画公告(震災復興).
- 33) 官報：大正13年5月2日，内務省公告(改修事業).
- 34) 官報：昭和2年3月8日，内務省公告(改修事業).
- 35) 官報：昭和10年4月16日，内務省公告(改修事業).
- 36) 官報：昭和22年11月26日，戦災復興院公告第122号.
- 37) 「東京都の河川の現況とその将来(東京都河川白書(別冊))」，東京都建設局，1958.
- 38) 「東京都の中小河川改修計画方針について」，東京都建設局河川部，1963.
- 39) 「中小河川緊急3ヵ年整備計画書」，東京都，1963.
- 40) 石原成幸：『都市公園』，第182号，(財)東京都公園協会，pp. 95～102，2008.
- 41) 「東京都中小河川緊急整備計画について」，東京都，1972.
- 42) 「豪雨による中小河川の水害対策」，建設局河川部，1873.
- 43) 「中小河川水害対策緊急整備計画書」，東京都建設局，1977.
- 44) 「中小河川水害緊急整備対策」，東京都建設局，1982.
- 45) 「東京都における総合的な治水対策のあり方について(本報告)」，総合治水対策調査委員会，1986.
- 46) 「東京都区部中小河川流域における地下河川による治水対策について(本報告)」，東京都地下河川構想検討会，1987.
- 47) 「都市計画河川一覧図 平成17年3月」，東京都建設局河川部，2005.